

# 板橋区立榛名林間学園指定管理者 候補団体の選定に関する要綱

平成 21 年 6 月

板橋区教育委員会

# 板橋区立榛名林間学園指定管理者候補団体の選定に 関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区立榛名林間学園（以下「林間学園」という。）の指定管理者となるべき団体（以下「指定管理者候補団体」という。）の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

(選定委員会の設置)

第2条 指定管理者候補団体を選定するため、板橋区立榛名林間学園指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(選定対象)

第3条 委員会は、板橋区立榛名林間学園条例（以下「条例」という。）第15条第2項の規定により申請した団体（以下「申請団体」という。）の中から指定候補団体の選定を行うものとする。

(組織及び委員の構成)

第4条 委員会は、次に掲げる者につき、板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| (1) 教育委員会事務局      | 次長          |
| (2) 教育委員会事務局      | 学務課長        |
| (3) 教育委員会事務局      | 生涯学習課長      |
| (4) 板橋区教育委員会      | 教育委員        |
| (5) 板橋区立小学校校長会    | 役員          |
| (6) 板橋区立小学校校長会    | 榛名移動教室対策部役員 |
| (7) 板橋区立小学校PTA連合会 | 役員          |
| (8) 青少年健全育成地区委員会  | 役員          |

2 委員会に委員長を置き、委員長は教育委員会事務局次長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長が予め指名したものがその職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から指定管理者候補団体を選定するまでとする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員定数の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(所掌事務)

第6条 委員会は、次条の選定基準に照らし、林間学園の管理を行わせるに最も適当と認められる団体を指定管理者候補団体として選定し、教育委員会に報告するものとする。

2 委員会は、前項の規定による選定及び報告以外の事項について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べるができる。

(選定項目)

第7条 指定管理者候補団体の選定は、次に掲げる選定の基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 条例第15条第3項第1号に掲げる選定の基準 次に掲げる事項を評価の対象とし、選定する。

ア 利用者に対する理念基本方針

イ 施設管理に必要な人員配置計画

ウ 安全についての基本方針（火災・衛生・防犯・事故・緊急時の対応）

エ 施設管理及び運営経費の収支計画

(2) 条例第15条第3項第2号に掲げる選定の基準 次に掲げる事項を評価の対象とし、選定する。

ア 申請団体の事業実績

イ 申請団体の人的・技術的資源

ウ 申請団体の経営状況

エ 熱意・意欲

(3) 条例第15条第3項第3号に掲げる選定の基準 次に掲げる事項を評価の対象とし、選定する。

ア 利用者の平等な利用の確保

(審査方法)

第8条 委員会は、前条の選定に係わる審査を次のとおり行う。

(1) 第一次審査

ア 前条第1号から第3号に規定する評価の対象となる事項を書面により審査する。

イ アによる審査の結果、評価の高い団体を選定する。但し、第一次審査により

選定する団体は、5団体以内とする。

(2) 第二次審査

ア 前号イの規定により選定された団体による事業計画の内容についてプレゼンテーションにより審査する。

イ アによる審査の結果、評価の最も高い団体を候補者団体として、次いで評価の高い団体を次点として選定する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課が処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成21年6月15日から施行する。